

岐阜県高等学校文化連盟美術・工芸部会規約

- 第 1 章 総 則
- 第 1 条 (名 称) この部会は岐阜県高等学校文化連盟美術・工芸部会と称する。
- 第 2 条 (事務局) この部会の事務局を専門部長所在の学校に置く。
- 第 3 条 (組 織) この部会は岐阜県内の高等学校美術部等の部活動を基盤に組織する。
- 第 4 条 (目 的) この部会は岐阜県内の高等学校美術部等の活動の健全な発展、及び美術・工芸文化の向上に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 (事 業) この部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 岐阜県高等学校総合文化祭美術・工芸展を開催する。
 - (2) 次の 5 地区において地区高等学校美術・工芸展を開催する。
【岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨】
 - (3) その他 目的の範囲において適当と認めた事業を行う。
- 第 2 章 役 員
- 第 6 条 (役 員) この部会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----------|
| 部 会 長 | 1 名 (学校長) |
| 専 門 部 長 | 1 名 |
| 理 事 | 5 名 |
| 庶 務 | 1 名 |
| 会 計 | 1 名 |
| 監 査 | 2 名 |
- 第 7 条 (役員を選出) 役員は次の方法により選出する。
- (1) 部会長は校長会により推挙された校長が当る。
 - (2) 専門部長は総会で選出し、部会長が委嘱する。
 - (3) 理事は総会で選出し、部会長が委嘱する。
 - (4) 庶務・会計・監査は総会で選出し、部会長が委嘱する。
 - (5) 必要に応じて、特別に役職を設置することができる。
- 第 8 条 (役員任期) 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。
専門部長、庶務、会計の任期は原則 3 年とし、再任を妨げない。
- 第 3 章 会 議
- 第 9 条 (総 会) この部会は年 1 回総会を開催し、事業報告、会計報告、事業案と予算案の審議を行う。
- 第 10 条 (役員会) 部会長、専門部長、理事、庶務、会計、監事で構成し、必要に応じて部会長が招集しこれを開催する。
- 第 11 条 (部顧問会議) 必要に応じて部会長が招集しこれを開催する。
- 第 4 章 会 計
- 第 12 条 (経 費) この部会の経費は、岐阜県高等学校文化連盟費、参加費、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 13 条 (会計年度) この部会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日をもって終わる。
- 第 5 章 規約の改正
- 第 14 条 この部会の規約は総会の決議によって改正することができる。
- 第 6 章 附 則
- この規約に必要な細則は役員会で定める。
この規約は平成 22 年 12 月 24 日より施行する。